

第3章 施策の方向

ここでは健康福祉の「高齢者」、「子ども」、「障害のある人」、「健康」、「医療」、「地域」の6つの分野について、「福祉」、「保健・医療」、「地域」の3つの節に分類し、それぞれ具体的な課題、主要な取組等について述べていきます。

第1章で見たように、今後、高齢者の急増、中でも75歳以上の高齢者の急増と少子化の進行により、かつてない少子高齢社会を迎えることとなります。特にわが国の高齢化はこれまで世界でも経験したことのないレベルまで進んでいきます。

ビジョンの基本理念実現のためには、こうした状況への対応が喫緊の課題であり、少子高齢化や障害のある人の地域生活の支援は、地域社会全体で対応していくべき課題でもあることから、まず第1節として、高齢者、子ども・子育て家庭、障害のある人など、誰もが安心して暮らすことができる地域社会づくりについて取り上げます。

次に、地域社会において自分らしく生活していくためには、一人ひとりが心身ともに健康であること、そして健康を支えるためには、必要なときに安心して医療を受けられることが不可欠であり、これらはすべての県民の願いです。そこで、続く第2節として「保健・医療」を取り上げます。

これら健康福祉の課題に対しては、行政や健康福祉関係団体だけでなく、地域の多様な主体が協働しながら取り組んでいくことが必要不可欠であるため、最後の第3節として「地域」を取り上げます。

各分野のそれぞれの項目においては、基本理念や基本とする6つの視点に基づき、具体的な取組を記述しています。

(注) 本ビジョンは、県内全体を視野に入れていますが、政令指定都市である名古屋市及び中核市である豊橋市、岡崎市、豊田市においては、制度上、県と同じ扱いとなっている施策や事業があります。こうした事業においても、県は県全体の調整等の役割を担っていきますが、事業にかかる数値等の記載については、名古屋市・中核市を除いたものとなっている場合があります。その場合は該当部分にその旨記載しています。

